

生駒市条例第26号

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年6月30日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市都市計画税条例の一部を改正する条例

生駒市都市計画税条例（昭和50年12月生駒市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第3条の3を削り、附則第3条の4を附則第3条の3とし、附則第3条の5を附則第3条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第37項の条例で定める割合）

第3条の5 法附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は、  
2分の1とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。